

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成25年笠間市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び<u>たい積</u>(以下「<u>土地の埋立て等</u>」という。)について、市及び土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業 _____土地の埋立て等の_____行為をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(許可)</p> <p>第7条 <u>事業区域の面積が5,000平方メートル未満の事業を行おうとする</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び<u>たい積</u>について _____必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>土地の埋立て等</u> 土砂等による土地の埋立て、盛土及び<u>たい積</u>(製品の製造又は加工のための原材料の<u>たい積</u>を除く。)行為をいう。</p> <p>(4) 事業 <u>土砂等により土地の埋立て、盛土及びたい積する</u>行為をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(許可)</p> <p>第7条 <u>事業主等は、事業を施工するときは、規則で定めるところにより、</u></p>

者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りではない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は、法人にあっては主たる事務所の所在地その名称及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 事業区域の面積
- (4) 事業を施工する場所等

3 第1項の許可を受けた事業主等（以下「許可事業者」という。）は、その事業の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りではない。

- (1) 事業区域の面積(その事業区域に隣接又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に事業が施工され、又は施工中の場合は、当該事業の事業区域を既に施工され、又は施工中の事業区域の面積に合算したもの)が500平方メートル未満及び5,000平方メートル以上のもの
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

2 前項の許可を受けた事業主等_____は、その事業の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による許可の申請があった場合においては、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) その事業に用いる土砂等の性質が、改良土を除く建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)に掲げる別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。

(2) その事業に用いる土砂等について、茨城県内から発生したものであり、その土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。

(3) その事業に用いる土砂等の有害物質(鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態及び水素イオン濃度指数が規則で定める基準に適合していること。

(4) その事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) 前条の規定による許可の申請をする事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による許可の申請があった場合においては、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質が、改良土を除く建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)に掲げる別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。

(2) その土地の埋立て等に用いる土砂等の有害物質(鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合していること。

(3) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) その申請をする者及び当該申請に係る土地の埋立て等を行う者が、第24条の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合に

おいては、当該取消しの処分に係る笠間市行政手続条例(平成18年笠間市条例第9号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例若しくはその他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第24条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る笠間市行政手続条例(平成18年笠間市条例第9号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。)

オ 第22条又は第23条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当

該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

カ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。)がアからキまでのいずれかに該当する者

ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のある者

コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のある者

サ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

(名義貸しの禁止)

第10条 許可事業者 _____ は、自己の名義をもって、第三者に事業を施工させてはならない。

(地位の承継)

第11条 許可事業者 _____ について相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員

(名義貸しの禁止)

第10条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって、第三者に事業を施工させてはならない。

(地位の承継)

第11条 第7条第1項の許可を受けた事業主等について相続、合併又は分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、そ

の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 (略)

(変更の届出)

第12条 許可事業者 は、氏名又は名称、住所又は所在地その他規則で定める事項を変更したときは、変更のあった日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業の開始)

第13条 許可事業者は、第7条第1項の規定による許可を受けた事業を開始しようとするとき又は第15条第1項の事業を中止した事業を再開するときは、事業開始の15日前までに市長に届け出なければならない。

(事業の完了の届出等)

第14条 許可事業者 は、当該 事業が完了したときは、完了した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 (略)

(事業の中止又は廃止の届出等)

第15条 許可事業者 は、当該 事業を30日以上中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

の全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 (略)

(変更の届出)

第12条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、氏名又は名称、住所又は所在地その他規則で定める事項を変更したときは、変更のあった日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業の開始)

第13条 事業主等 は、第7条第1項の規定による許可を受けた事業を開始しようとするとき又は第15条第1項の事業を中止した事業を再開するときは、事業開始の15日前までに市長に届け出なければならない。

(事業の完了の届出等)

第14条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、同項の許可を受けた事業が完了したときは、完了した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 (略)

(事業の中止又は廃止の届出等)

第15条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、同項の許可を受けた事業を30日以上中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 (略)

(標識の設置)

第16条 許可事業者 は、規則で定めるところにより、氏名又は名称及び住所又は所在地その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第16条の2 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る事業を開始した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該開始した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後30日以内に当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(土壌の調査等)

第17条 許可事業者 は、当該許可に係る事業を開始した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該開始した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染

2 (略)

(標識の設置)

第16条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、氏名又は名称及び住所又は所在地その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(土壌の調査等)

第17条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を開始した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該開始した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質に

の状況について調査を行い、当該各期間の経過後2月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第17条の2 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第16条の2第1項の帳簿その他の規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備付け、当該事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(施工管理者の設置等)

第18条 許可事業者 は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可事業者 は当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(報告の徴収)

第19条 (略)

(改善勧告)

第21条 市長は、事業主等が第7条第1項若しくは第3項の規定若しくは第9条の規定により許可に付された条件に違反して事業を施工しているとき又は第8条若しくは第14条第2項(第15条第2項において準用する場合

よる汚染の状況について調査を行い、当該各期間の経過後2月以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

(施工管理者の設置等)

第18条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 第7条第1項の許可を受けた事業主等は当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(報告の聴収)

第19条 (略)

(改善勧告)

第21条 市長は、事業主等が第7条第1項若しくは第2項の規定若しくは第9条の規定により許可に付された条件に違反して事業を施工しているとき又は第8条若しくは第14条第2項(第15条第2項において準用する場

を含む。)の事業基準に適合しないと認めるときは、当該事業主等に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(停止命令等)

第23条 市長は、事業主等が第7条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けず、又は前条の規定による命令に従わずに事業を施工しているときは、当該事業主等に対して、当該事業の施工の停止を命じ、又は期限を定めて、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第24条 市長は、許可事業者_____が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第3項の許可を受けたとき。
- (2) 第7条第3項の規定に違反して土地の埋立てを行ったとき。
- (3) (略)
- (4) 第9条の規定により、第7条第1項及び第3項の許可に付した条件に違反したとき。

(5) (略)

(協力要請)

第26条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主、事業_____に用いる土砂等を

合を含む。)の事業基準に適合しないと認めるときは、当該事業主等に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(停止命令等)

第23条 市長は、事業主等が第7条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けず、又は前条の規定による命令に従わずに事業を施工しているときは、当該事業主等に対して、当該事業の施工の停止を命じ、又は期限を定めて、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第24条 市長は、第7条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第2項の許可を受けたとき。
- (2) 第7条第2項の規定に違反して土地の埋立てを行ったとき。
- (3) (略)
- (4) 第9条の規定により、第7条第1項及び第2項の許可に付した条件に違反したとき。

(5) (略)

(協力要請)

第26条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主、土地の埋立て等に用いる土砂

発生させる者、事業を行う埋立て等区域の土地所有者等その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第7条第3項の規定による許可を受けないで、許可に係る事業内容等を変更して事業を行った者

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

等を発生させる者、土地の埋立て等を行う埋立て等区域の土地所有者等その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第7条第2項の規定による許可を受けないで、許可に係る事業内容等を変更して事業を行った者

(3)・(4) (略)

2・3 (略)